

明治初年における岡山藩の常備軍編成
—銃隊を中心に—

Organization of the Okayama Domain's Standing Army in Early Meiji Japan :
Focusing on the gun battalion

政 次 加奈子
MASATSUGU, Kanako

岡山大学大学院社会文化科学研究科紀要
第59号 2025年3月 拠刷
Journal of Humanities and Social Sciences
Okayama University Vol.59 2025

明治初年における岡山藩の常備軍編成 —銃隊を中心に—

政 次 加奈子*

はじめに

本稿の目的は、明治元年（一八六八）から同四年（一八七二）までに明治政府が実施した藩兵統括政策にもとづき各藩が実施した藩兵の再編成の実態について分析することである。当該期の政府の軍事政策は、明治陸軍創設（近代陸軍創設）の前史として位置付けられてきた。陸軍制度を編年的に検証した成果として代表的なものに、井上清氏の『日本の軍国主義』^一、松下芳男氏の『明治軍制史論上』^二がある。これららの論考では、編年的な検証のなかで藩兵政策・制度についても取り上げられている。また、藩兵政策の各藩の個別事例も明治陸軍の前史という文脈で取り上げられてきた。石塚裕道氏は和歌山藩の事例^三、藤村道生氏は久居藩の事例を分析しており^四、前者は徵兵令、後者は徴兵令原案に影響を与えたと論じられる。

これらの成果をうけて、千田稔氏は明治初年の藩兵について、武士

とそれ以外の身分を組み合わせて軍隊を組織する「藩民皆兵主義」を打出して、常備軍を創出していた、或は創出しようとした藩が二つだけあつた」とし、和歌山藩と久居藩を取り上げ、和歌山藩では「四民平等論を徹底して藩民皆兵制を施行したので」武士身分が士官、それ以外の身分が銃卒となる「庶民基幹」の常備軍が組織されたとした^五。

また、近年では「陸軍建設にまつわる課題を検証し、陸軍構想の枠組みを把握」することを課題とした著書のなかで、水戸藩・松代藩・丹波の諸藩をとりあげ政府の対藩政策を検証しようとした淺川道夫氏の成果も注目される^六。

以上の先行研究では、特に政府が藩兵政策をどのように進めようとしたかという点が明らかにされてきたことが主な成果といえよう。しかし、いくつかの問題点と課題も指摘することができる。第一に、明治陸軍創設（近代陸軍創設）の前史という見方のみでは、明治初年の藩兵政策において各藩が行つた選択の背景を正しく評価できない点で

* 岡山大学大学院社会文化科学研究科博士後期課程

一 井上清『日本の軍国主義』東京大学出版会、一九五四年（一九五三年）。

二 松下芳男『明治軍制史論上』有斐閣、一九五六年。

三 石塚裕道「明治初期における紀州藩政改革の政治史的考察——『絶対主義への傾斜』を中心として——」（『歴史学研究』一八一、一九五五年）。

四 藤村道生「徵兵令の成立」（『歴史学研究』四二八、一九七六年）。

五 千田稔『維新政権の直属軍隊』開明書院、一九七八年、第六章、一八二、一九一頁。
六 淺川道夫「明治維新と陸軍創設」錦正社、二〇一三年、四頁。諸藩の事例は第二章で検討されている。

ある。特に近世的な社会秩序や、直前に経験した戊辰戦争がどの程度当該期の藩兵再編に影響を与えたのかといった、慶応期以前に求められる背景が見えにくくなる。近年、戊辰戦争では、政府が大名の軍役の動員基準として西洋式の兵制を示し、個別大名の軍事編成権に具体的に介入したことで、軍事的集権化を強めていくことになつたとされ、軍事面での変化が注目されている^七。さらに、戊辰戦争の影響については、維新政権や官僚制といったテーマを扱つた論考でも言及されている。宮地正人氏は、「戊辰戦争という激しい全国的内乱がひきおこした諸藩の内部変化」を強調し、「軍隊は諸隊化するか藩内身分制を破壊しつつ士族軍團化し、軍事的に有能な人々が藩の指導部に」上り詰めていたとする見方を示した^八。また、鈴木淳氏は、戊辰戦争で西洋式の銃隊や砲隊が軍役を果たしたこと、従来の身分秩序の正当性は低下し、「能力や維新期の功績を反映した藩の官僚と軍隊が生み出された」との見解を示している^九。今後はこれらの評価を各藩の事例から検証していく必要がある。

第二の問題点は、政府の政策を検証するという視点からでは、政府が編成を命じた各藩の常備隊のみが注目され、各藩に残存した可能性のある常備隊以外、つまり政府に求められた軍隊以外の兵力が見落とされてしまうという点である。特に政府側の史料や政府に各藩が提出

^{一〇} 淺川道夫氏も「維新政府による対藩兵政策が実施された明治二～三（一八六七～七〇）年時点で二七〇余の藩が存在しており、これらを網羅的に調査してゆくことも今後の課題といえる。」と述べている。（浅川道夫前掲著書、あとがき、二九三頁）。

^{一一} 岡山大学附属図書館所蔵の池田家文庫のうち「留帳上」と「修史草案 諸達願稟類六」「修史草案 諸達願稟類七」は国文学研究資料館が提供する国書データベースで閲覧し、そのほかの文書は岡山大学附属図書館及び岡山県立記録資料館のマイクロフィルムを閲覧した。また、岡山大学附属図書館所蔵の坂野家文書・荻野家文書・日笠家文書・西尾家文書・好本家文書・岡山県立記録資料館所蔵の寄託和氣郡日笠下村草加家資料はそれぞれの館で原文書を閲

した文書の分析のみでは見逃されてしまう部分である。各藩の藩政史料や、兵員を徵発された村の文書の内容も検討していく必要がある。

第三に、各藩個別の事例研究が進んでいない点が挙げられる^{一〇}。これは第一の課題とも関連する。当該期の藩兵政策を明治陸軍創設の前史という見方をすることで、先進的で徵兵制の基となつたとされた藩兵の事例に注目が集まり、それ以外の多くの藩の事例分析は必要とみなされてこなかつたのである。

明治初年の藩兵再編の有り様は、当該期の政府の藩兵政策への評価や、各藩の軍制改革への評価にかかわるものである。さらに、藩兵政策から逆照射することで、戊辰戦争を含む慶応期以前における経験の意義を再検討することもできよう。上記の課題を踏まえて改めて藩兵のあり方を検討し、また個別事例を増やしていく必要がある。

そこで本稿では、明治元年から明治四年までの岡山藩を対象とし、当該期に行われた藩兵の再編成の実態や再編政策に影響を与えた諸要素について、政府の史料・藩政文書・地方文書を用いて検討していく

の役を負わなかつた武士身分以外の人々を主に銃卒として戦場に動員

した点が、近世身分制との関係で注目されている。よつて、岡山藩の

軍制改革の中心施策となつた銃隊設立と、他の身分とともに当隊の隊員となつた百姓身分に焦点を絞り、検討を進めていく。以下、行論に先立つて基礎事項を確認しておく。

まず、当該期の岡山藩兵に関する先行研究は、谷口澄夫氏の『岡山藩政史の研究』や『岡山県史』が挙げられる^{一三}。そこでは、明治二年（一八六九）と同三年（一八七〇）の岡山藩の布令を示し、武士以外の身分や下級武士から上級武士までが銃砲中心の兵制に組み込まれていつたことが述べられている。また、当該期に組織された銃隊には村人からなる大隊が存在していたことが明らかにされている。しかし、銃隊組織の構造や政府の指示に対する藩の対応、兵力の供給元となつた村の対応といった具体的な分析までは行われておらず、これらの点について本稿では検討していく。

次に、分析対象の岡山藩について述べておく。岡山藩は、近世を通じて外様池田氏が備前一国と備中の一部を領有し、石高は三十一万五二〇〇石であった。幕末期の岡山藩では、文久三年（一八六三）に徳川斉昭の九男茂政が藩主となり、尊攘翼賄の立場をとつていたが、慶応四年（一八六八）の勅命により討幕軍に参加することになると茂政

一三 谷口澄夫『岡山藩政史の研究』（瑞書房、一九六四年）。岡山県史編纂委員会編『岡山県史 第九卷』（山陽新聞社、一九八九年）。

は隠居し、将軍家と無縁の鴨方藩主政詮（のち章政）が岡山に移り岡山藩最後の藩主となつた^{一三}。

最後に本稿の構成を述べておきたい。第一章では、明治元年から同二年を対象とし、岡山藩で軍制改革に伴つて組織された銃隊の構想と実態を概観する。続く第二章では、銃隊の人員供出を要求された村の対応をみていく。第三章では、明治政府が各藩の軍制に対して具体的な改革内容を示した明治三年を対象とし、政府の指示に対する岡山藩の銃隊改編の動きを考察する。

一 統一的な銃隊設立の志向—明治元年から明治二年—

一・一 軍制改革の動機と方針

本章では、まず明治元年（一八六八）から同二年（一八六九）に岡山藩で実施された軍制改革の動機と方針を考えていく。

慶応四年（一八六八）に家老の日置帶刀が記した軍事に関する意見書では、主に銃器を扱う隊として、家中武士を中心にして編成する構想が述べられている。具体的には、士格は百石に一人の割合で銃隊を組織し、徒は残らず銃隊に組み込むというものであった^{一四}。また、岡山藩で軍事を担当した陸軍局^{一五}の明治元年十二月の建言からは、軍事

一三 谷口澄夫前掲著書。

一四 （慶応四年）「慶応四年辰年日置帶刀ヨリ兵隊之義申出候書付之写」（慶応カイブ）で閲覧した。

一五 谷口澄夫『岡山藩政史の研究』（瑞書房、一九六四年）。岡山県史編纂委員会編『岡山県史 第九卷』（山陽新聞社、一九八九年）。

の方針とその背景が読み取れる。

〔史料二〕一六

此度東征凱至之兵隊実地之得失致論談候ニハ、每隊人員不同有之候而者、行軍留屯共事ニ不都合ニ御座候由、御一洗之折柄旁以銃隊都而御組替ニ相成、為御試隊伍人員別紙之通御定之上、常備兵御組立ニ相成候様御擧申上候、然而者陸軍局々定米御渡ニ相成、時々之褒賞者局中ニ而取斗、軍律背^(マメ)狂之者異見取用不申節者、局法ニ取斗候様罷成被下候、方今之形勢列藩兵隊操練鋒鉛磨礪其極難致、了解實ニ不安寢食御時と奉存候、此段篤と御亮察早々御採用ニ相成候様致希望候

十二月

陸軍局

東北での戦争から凱旋した者たちの意見では、隊ごとに人員の数が

同じでなければ行軍や留屯の際に不都合であるとし、銃隊の組替えと常備隊化を提案している。建言の背景には、当該期の岡山藩において銃卒を組織した性格を異にする隊が複数結成されていた状況がある。慶応四年（一八六八）四月から年末にかけて、物頭預りの足軽を中心とした銃隊、家老以下預りの足軽を再編成した隊、英式銃隊五小隊の

局の下には海軍局と陸軍局が置かれ、それぞれ海軍提督と陸軍提督を筆頭に、隊長や令官等が所属した。明治三年十月の藩政改革により廃止。（明治二年三月）「藩治職制」池田家文庫、S5-1-290、巳十月「職員令」池田家文庫、S5-1-322、「等則職員令」池田家文庫、S5-1-322）。

（明治二年八月「慶応四戊辰漫録」池田家文庫、S6-1-667-（一）-（二）。

（明治二年九月「明治二己巳年陸軍局ヨリ差出候書附写」（慶応四年九月）明治二年八月「慶応四戊辰漫録」池田家文庫、S6-1-667-（一）-（二）。

以下の史料引用部分も含め、傍線は全て筆者が付した。

編成が行われた^{一七}。さらに武士身分以外では、百姓で構成された農兵隊、町人を構成員とした電撃隊、社人が結成した社軍隊が存在していた。また、戊辰戦争では政府により、銃砲・大砲隊中心の西洋式軍制が軍役基準として定められ、岡山藩も東海道先鋒軍には銃卒を中心とした兵員が参加していた^{一八}。銃卒を中心として戦闘が繰り広げられた東北での戦争から従軍者が岡山へ帰国すると、彼らの経験が語られたことから、藩の軍制改革の方向性を統一的な常備軍である銃隊編成へと決定づけたことが推察される。

次に示す明治二年七月の藩当局による惣觸からも、同様の状況を読み取ることができる。

〔史料二〕一九

同廿八日惣觸

近來砲戰盛ニ相成候付而者、弓鎗之功自から相衰、即チ実地輕歴之者々屢建言之旨も有之、篤与衆議を被尽候處、古来兵制屢变换候も、畢竟時勢之所令然候へ者、今日適當之御法一定相成不申候而者、御軍制も相立不申候ニ付、右惠器を以隊伍ニ御編束無之候間、此旨一同相心得置可申旨被 仰出候

一右之通被 仰出候間、御国内他所向共、槍為持候義用捨致し候様被 仰出候

^{一七} 岡山県史編纂委員会編前掲書、九七一九九頁。
^{一八} 明治元年二月八日「太政官へ御差出之御書付」（明治元年「史料草案卷之式拾式」池田家文庫、A7-135）。

（明治二年七月二十八日「惣觸」（明治二年「留帳 上」池田家文庫、A1-378）。

但、時宜ニ寄、槍為持度者者其節伺出可申事

一 武揚館槍術稽古御廢相成候との御事

ここでは、近來は銃砲による戦闘が盛んで弓や槍の効力は衰え、実地経験のある者からの建言も度々あつたため、弓槍の隊伍を廃止する

とされている。戦地からの帰国者の意見で、弓や槍といった旧来の戦法を改め銃砲を中心としていくという方針は、明治元年から明治二年まで一貫していたことが分かる。

戦地からの帰国者が藩内で発言力をもつていたことは、明治二年一月に岡山藩前藩主池田茂政が、実兄である鳥取藩主池田慶徳に宛てた書状からもうかがい知ることができる。茂政は、東北への出兵から帰国した者たちが「甚過激」であり、藩政をほいままにして主人を軽蔑する態度であるとし、上京中の慶徳に対して彼らを政府の役人か東国・九州あたりの県事・権判事・判県事として雇つてくれるよう政府に掛け合つてほしいと依頼している^(一)。書状が出された明治二年は、慶應四年に始まつた御前会議である「政事堂」において、門閥家老が淘汰され、中下級武士らが軍制改革を含む藩内の改革を強力に推進した時期であった^(二)。書状で名指しされたのは三名の岡山藩士である。このうち森下立太郎は戊辰戦争以前に郡奉行であつたが、村人を銃砲として取り立てた農兵隊（のちの遊奇隊）の発起人となり農兵を率いて^(三)（明治二年一月十七日「池田慶徳宛池田茂政書状」）、明治二年二月「正親町三条実愛宛池田慶徳書状」（鳥取県立博物館編「贈従一位池田慶徳公御伝記五」鳥取県立博物館、一九九〇年、四七一五〇頁所収）。^(四)（明治二年正月、「幕末維新期の家老合議と御前会議—御用部屋から政事堂へ—」むすびにかえて（岡山藩研究会編「藩世界と近世社会」岩田書院、二〇一〇年）。

て奥羽戦争に従軍した。帰国後まもなく明治二年正月には参政・陸軍掛、同年十月には岡山藩權大參事と藩の中枢部に進出している^(三)。彼は、明治初年の政事堂でも議事を主導する立場にあった。

一・二 銃隊組織の実態—藩当局が目指した銃隊と比較して—

以下では、銃隊設立を主導した陸軍局による具体的な構想について、明治二年（一八六九）正月の陸軍局の書付から確認する^(三)。

まず、銃隊の規模は二十大隊であった。大隊は身分ごとに編成され、その内訳は、農商身分の銃卒から成る十三大隊・家老隊およそ四大隊・足軽隊およそ三大隊となる構想である。六小隊で一大隊とし、一小隊の銃卒は五〇人とした。すなわち一大隊は三〇〇人である。よつて銃隊全体（二十大隊）の銃卒は六千人となる。また、大隊ごとの士官は十二人とされた。結成された銃隊は、城下常備兵として一五〇人が十五日の交代制で詰め、陸軍局から一人一日あたり五人扶持を与えられる。隊務の際に着用する衣服も支給されるという計画である。

(一) 宝曆四年～明治三年「御奉公之品書上 森下立太郎」池田家文庫、D三一二五四五。森下のほかに名指しされた藩士は江見陽之進・河合源太夫であつて、三人はいずれも幕末期に国事周旋活動の中心にいたとされる。宮地正人氏の論考によると、岡山藩の国事周旋は文久二年に設立された「国事周旋方」を中心に行開されたが、彼らは国事周旋という他藩との頻繁な接触を伴う活動を通して「岡山藩改革派グループ」に成長し、慶應期ごろには尊王翼幕の方針のもと軍事改革を変革目標としたとされる。さらに戊辰戦争・箱館戦争への参戦など戦地での経験が岡山藩士の意識を変え、「岡山藩の体制・箱館戦争への参戦などを」と述べられている。（宮地正人「幕末期から民権期への岡山県域」二二一四頁、宮地正人「地域の視座から通史を擧て！」校倉書房、二〇一六年）。

(二) （明治二年正月、「陸軍局書付写」）（慶應四年九月～明治二年八月、「慶應四年戊辰漫録」池田家文庫、S六一六六七一（二）（二））。

以上の構想に基づいて組織された銃隊はどのような組織となつたか、組み替え後の隊の実態について、村人が銃卒として組織された通称「郷兵」を中心に確認していく。まず、陸軍局案では二十大隊を組織する計画であつたが、實際には十九の大隊が組織された。各小隊や大隊の隊員数は、村人から成る郷兵の千五百人あまりが五大隊に編制されたと記録が残つており^(二四)、一大隊三百人とする陸軍案が採用されている。以上より、銃隊全体の隊員数は士官を除く銃卒が五七〇〇人（一

【表】明治2年 銃隊隊号

| 組替え初期 | | 11月28日以降 | |
|----------|-------|----------|----|
| 一番・二番・三番 | 士 | 第一大隊 | 士 |
| 第一大隊 | 足軽 | 第二大隊 | 士 |
| 第二大隊 | 足軽 | 第三大隊 | 徒 |
| 第三大隊 | 足軽 | 第四大隊 | 徒 |
| 第四大隊 | 軽輩 | 第五大隊 | 軽輩 |
| 第五大隊 | 徒 | 第六大隊 | 足軽 |
| 第六大隊 | 社 | 第七大隊 | 足軽 |
| 第七大隊 | 社 | 八大隊 | 足軽 |
| 八大隊 | 郷（郷兵） | 第九大隊 | 足軽 |
| 第九大隊 | 郷 | 第十大隊 | 社 |
| 第十一大隊 | 郷 | 第十一大隊 | 郷 |
| 第十二大隊 | 郷 | 第十二大隊 | 郷 |
| 第十三大隊 | 市 | 第十三大隊 | 郷 |
| 第十四大隊 | 軽輩 | 第十四大隊 | 郷 |
| 第十五大隊 | 足軽 | 第十五大隊 | 郷 |
| 第十六大隊 | 徒 | 第十六大隊 | 市 |
| 第十七大隊 | 士 | 第十七大隊 | 軽輩 |
| 予備大隊 | 足軽 | 第十八大隊 | 社 |
| | | 予備大隊 | 足軽 |

典拠：(明治2年) 11月28日「[銃隊隊号唱替]」(明治2年「留帳上」岡山大学附属図書館蔵、池田家文庫 A1-378)

大隊が三百人×十九大隊) 程であつたと推定される。また陸軍局では、農商十三大隊・家老隊およそ四大隊・足軽隊およそ三大隊と計画されていたが、完成した銃隊では、農商六大隊・足軽隊五大隊、社人二大隊、士二大隊、軽輩二大隊・徒二大隊の構成となつた【表】。構想段階では農商の比重が大きかつたが、農商は六大隊に抑えられ、陸軍局案には含まれていなかつた社人などの大隊が組織されている。なお、社人を構成員とする大隊は、元治元年（一八六四）頃から活動していいた社軍隊という神官による隊が前身となつたと思われる^(二五)。

次に、陸軍局案で、交代で一五〇人が城下へ駐屯するとされていた隊員の活動については実行されただろうか。明治二年六月時点での郷兵の訓練について、藩当局から村々への達しで述べられている。達しでは、所々で教授をつけ調練を小隊ごとにすると、一大隊や三大隊で併合した時に隊ごとに違いが生じてしまふこと、他藩と合同で出兵する場合に差し支えが生じるとの懸念を示している。統いて、村々の献金によって屯所を築造し、一大隊一ヶ月ずつの交代で詰めて訓練をすることを提案し、屯所ができるまでは一ヶ月に六度の教授方による廻村稽古をするとしている^(二六)。以上の内容から、陸軍局案で示された城下への駐屯は、明治二年六月時点の郷兵では実施されていなかつたと考えられる。一方で同達しのうちでは、郷兵がまとまつた訓練をしなければ、「他の隊に比較して大いに劣つてしまふ」とある。この文

三五 岡山県史編纂委員会編前掲書、七四一七六頁。
明治二年六月「郷兵組立諸雑費見込御移書写」坂野家文書、八。廻村稽古の欠点として、村々の金錢的な負担が大きくなることも述べられている。

言から、他の身分の大隊はまとまつた訓練をおこなつていたと推察される。

また、陸軍局案では、常備兵に対する扶持等の支給が想定されていた。実際に郷兵には壱人扶持、稽古出勤の際はさらに出扶持として壱人扶持と定められている^(二七)。これらは藩当局から支給されたものと思われる。一方、明治二年六月の時点で、廻村稽古にかかる費用は村持ちであり、屯所の築造も村からの献米によつて実施することが計画されていた^(二八)。藩当局が、郷兵にかかる諸費用の一部を村方に転嫁しようとしている様子もうかがえる。

二 銃隊と村

本章では、村からの銃隊隊員（郷兵）の徵発過程について人員の供給元である村の状況を、特に児島郡の地方文書を中心的に用いながら確認する。

明治二年（一八六九）一月、十五歳から五〇歳の男性を書き上げよといふ「遊奇隊掛り」からの指示が村に伝達される^(二九)。同月に「銃隊」組立の規則が提示された。

〔史料三〕 二〇

〔明治二年〕正月、二月十二日「〔廻状写〕」（明治二年「諸御用留帳」）^(二七) 萩野家文書、七三三。
〔明治二年〕正月廿六日・廿九日、巳二月「〔廻状写〕」（明治二年「諸御用留帳」）^(二八) 萩野家文書、八。
〔明治二年〕正月廿六日・廿九日、巳二月「〔廻状写〕」（明治二年「諸御用留帳」）^(二九) 萩野家文書、七三三。
〔明治二年〕正月、二月十二日「〔廻状写〕」、「明治二年「諸御用留帳」」^(三〇) 萩野家文書、七三三。

此度兵制御一新ニ付、銃隊御組立被成候間、農商役介之者ニ至迄十八才迄三十五才迄之内ニ而三ヶ年兵役相勤候様被 仰出候事
其旨相心得兵賦指出し銃隊操練可致候、尤生來虛弱多病等ニ而兵役難相勤者は追而御差別被 仰出候事

但、兵賦出役毎歳四月朔日与相定、今年之処先六大队御組立

ニ相成候間、右年齢之者無病取調員外ニ相成候ものたり共、方今之形勢ニ候間、心掛之者ハ調練不苦事

一右志之者年齢限外ニ相成共、四十五才迄ハ兵役相勤候義不苦候事

一本文除隊後二年間ハ非常之御用相勤候様心得可居申事

一家主又者忤ニ而も兵隊望ニ有之候者、産業指支無之者、兵賦

名隊ニ御入被成候事

一父兄多病式て故ある次三男等之養育ヲ受候者は、吟味之上兵隊御免被成候事

一遊奇・電擊両隊共名目御廻し相成候事

但、大隊數号ヲ御唱之事

此度御組立ニ相成候銃隊之者ハ今年之處地向壱人御扶持被下候事

〔史料三〕 二〇

但、月六度稽古出勤之節ハ出扶持壱人扶持

被下候事

正月

右之通被 仰下候間、此旨御承知可被成候、追々御談可申奉存候、以上

一月十二日 利生貞次郎

規則の要点は以下の通りである。農・商・役介者にいたるまで十八歳から三十五歳のうちに三年の兵役を勤める。除隊後は二年間の予備役とする。壱人扶持、稽古時の出扶持を支給する。

郷兵と同じく村から銃卒を組織したものに、慶応期の農兵隊（遊奇隊）がある^{三一}。農兵隊が活動した慶応二年（一八六六）から四年（一八六六）までの通達や規定でも金錢的手当が示されたが、それらはずれも非常出兵時に支給されるものであった^{三二}。一方、銃隊への手当は平時にも支給され、常備隊としての性格がうかがえる。

同年二月には、各大庄屋組合に一人ずつの名主が「兵隊御組立肝煎役」となり^{三三}、二月五日には、詳細な書き上げ項目を指示する廻状が村々を回る。十五歳から五〇歳の男性の人数、村役人や判頭・遊奇隊・小人の人数に加え、奉公人・家主・病者・不具の者・船労、それぞれの人数が項目として指示された^{三四}。この指示に対応して同年三

^{三一} 岡山藩における農兵隊の組織過程を、政次加奈子「岡山藩における農兵の取立過程」和氣郡を中心にして」（岡山地方史研究）一五六、二〇二二年）で扱つた。（慶応二年）「廻状写」（慶応二年「諸御用留帳」日笠家文書、一四八一）。（慶応四年）四月二十八日「耕戦隊組替規則」（慶応四年「御用留帳」荻野家文書、七三三）。慶応二年から同四年の農兵隊の活動や性格については別稿で検討する。^{三四} 己二月「書上」（慶応二年「御用密事留帳」日笠家文書、一四八二）。（明治二年）二月五日「廻状写」（明治二年「諸御用留帳」西尾家文書、二八二）。

月頃、各村から書き上げが提出される^{三五}。書き上げの内容が確認できる児島郡田之浦村と同郡味野村について記述の内容をみていくと、十五歳から五〇歳までの男性の人数を書きつけている点は共通するが、内訳の項目には多少の差異がある。田之浦村では、「凌波隊^{三六}・天城御足輕・船労人・貧者船労・極貧者船労・不具之もの」であり、味野村では「家主・内別家主・御小人・船労人・病身者」である。各村で必要と思われる情報を記載したもので、銃隊への取り立て人員から除外される人びとを各村が判断し項目を設定した可能性がある。

同年四月十六日、廻村教授を二十日に実施するとの知らせが児島郡の村々へ伝えられた^{三七}。知らせの内容は藩士の横井監吉以下の二名が小浦村へ、倉崎国三郎以下二名が中疇へ教授に来るというもので、「前遊奇隊ハ素、先日御調ニ相成候者共モ御申聞置」ようとにとの指示があつた。明治二年の銃隊の結成時、遊奇隊の組織がそのまま銃隊の郷兵となつたわけではない。しかし、初めの人員調査が「遊奇隊掛り」

^{三五} （明治二年）己三月「書上写」（明治二年「諸御用留帳」西尾家文書、二八二）。（明治二年）「書付」（明治二年「諸御用留帳」荻野家文書、七三三）。^{三六} 慶応四年に藩当局からの命というかたちをとつて児島郡下津井で結成され、解散となる明治四年まで活動した。下津井の問屋・仲買などの問屋衆が中心となり、下津井の台場守衛を任務とした。運営資金は当初、藩に頼らず講で賄われたが、明治二年以降、岡山藩陸軍局の管轄下に入つてからは陸軍局からの出資があつたようである。なお先行研究では、明治二年以降「明治政府陸軍局」の監督下になつたとされているが、正しくは「岡山藩陸軍局」の監督下であると思われる。（角田直一「暮らしの瀬戸内海 風土記下津井」筑摩書房、一九八一年、八七一九一頁）。

^{三七} （明治二年）四月十六日・廿日「廻状写」（明治二年「諸御用留帳」荻野家文書、七三三）。

から指示され、遊奇隊の元隊員が郷兵となる事例も多数みられる^(三八)。

また、廻村教授の藩士らも遊奇隊にかかわっていた者がいた^(三九)。明治二年の銃隊組み替えでは、元々あつた遊奇隊の組織がある程度活用されたものと思われる。

同年五月九日、郷兵取り立ての取り調べが完了し、隊員が決定した^(四〇)。決定した郷兵は、地域ごとに分けられた第八から第十二大隊に編成され、大隊長から小隊長試補までの士官は藩士が務めた^(四一)。

以上の通り組織された郷兵であつたが、徵兵を拒否する者もいたようである。やや長文であるが、藩当局から村々への達しをみていく。

〔史料四〕^(四二)

（前略）一昨年諸郡共宗門帳ヲ以二三男并耕作指支無之者共兵賦相成候処、唯々帳面るい取調候ニ付差支之者も有之、然ルニ諸郡三八 明治二年～三年「先祖并奉公書集郷士」池田家文庫、D三一二八八六、D三一七八八八。三九 小浦村に廻村教授へ向かうとされたうちの一人の岸田牧雄は、慶応四年に遊奇隊中隊司令士となり、遊奇隊を引き連れて京都詰の任務にあたるなどしている。（元禄九年～明治三年「先祖并御奉公之品書上 岸田牧雄」池田家文庫、D三一九八六）。四〇（明治二年）五月九日「廻状写」（明治二年「諸御用留帳」荻野家文書、七三三）。

四一 郡ごとに東西や南北に分けられ、第八大隊に赤坂郡南・和氣郡南・邑久郡東・磐梯郡南・第九大隊に上道郡東・邑久郡南・児鷗郡東、第十一大隊に赤坂郡北・和氣郡北・磐梯郡北・津高郡北・第十二大隊に津高郡南・御野郡・上道郡西、第十三大隊に児鷗郡西・備中と地域ごとに大隊に配属された。なお史料上の記載は、第八大隊の邑久郡東が打ち消し線で削除され、赤坂郡南・和氣郡南・赤磐郡南の方角部分に打ち消し線で引かれた赤坂郡は「不残」と加筆されており、隊の結成段階あるいは活動中に編成の変更があつた可能性がある。（明治二年）一月十五日「達写し」（明治二年「諸御用留帳」寄託和氣郡日笠下村草加家資料、D〇〇〇二〇一〇〇〇〇〇七）。四二 明治二年六月「郷兵組立諸雜費見込御移書写」坂野家文書、八。

二而一千五百斗り之人負二而五大隊編成二相成候得共、追々兵員

二相成候義恐苦ヲ生し種々之無拠廉申立、兼而富有之者共并役人共之二三男總而之処、病氣或者株繼又者内別俄ニ迂遠なる内縁等取結ひ就中御家中家來分ニ相成、遂ニハ虛病申立、甚敷ニ至候而ハ賄賂ヲ以兵賦を免れ候手段致候族も有之哉ニ相聞候、甚以不埒之事ニ候、右等之義等閑ニ差置候而者永世之兵隊と申義難相整、御入用莫大之折柄仮令御扶助米被下候共大造成御失費而已ニ而兵隊全備与申目的無之分ハ奉恐入候事

一入隊致候者一同ニハ心得違金子杯相添余人得譲り猥り二代り合候者も有之候哉ニ相聞ハ如何之事ニ候哉、以來嚴敷指留候事

一富右之徒御家中家來分ニ相成、又ハ出入杯与号し帶刀致候者も有之候、全兵隊相免れ候作略ニ候間、難ク不相成候事

一大庄屋村役人共之憚者隊中指揮官ニ也可申付見込之処、御郡方ニおふて無余儀趣も有之不得止他所御用杯免候上者、小前之者共江右役々申付候、左候ハ、出兵杯他藩応援振不都合有之

御國辱ヲ醸し候、今般之如キ弥以富民相除候而ハ編伍之義難相整、加之勳功有之節賞功之典御指支も有之、平日出村中相当被取扱居り候へ者是等ニ臆し候而ハ、小前之者とも鼓舞し候義難相成、右等之義篤与勘弁有之度事

一年齡ヲ以兵賦相成候中ニも前件之如種々之ケ条申立入隊相断候者、場所ニ寄多少有之哉ニ相聞候、全体郷村ニ而兵備相整候時者、国威四境ニ輝キ賊徒侵襲之愁苦ヲ絶チ大地之守衛とも相成

候上者、下民安逸ニ処し候時ニ有之候間、兵賦相断候者共ハ身

元相應為軍資兵隊年限中献米致し候ハ、兵隊指免シ候事

但、此等土地ニ寄甲乙も有之候ニ付、大庄屋村役人論判一和

之上不当無之様為取調、団中々も廻村為致候間、村役人共

供之尽力致シ、検査ヲ斷無之様民政局々も御世話有御座度

事（後略）

藩当局から村々への達しでは、「富有之者共」「役人共之二三男」の入隊忌避について、病氣・株繼・内別・家中家来となること、仮病・賄賂などによる入隊逃れが相次いでいると述べられている。この状況について、小前の者に指揮官を命じると他藩応援の際に不都合で国辱となるという理由で、大庄屋以下の村役人の忤を隊中の指揮官へ任命したい藩当局が問題視している。一方で、郷兵を組織して村で兵備を整えることは、賊徒の侵入を防ぎ「大地之守衛」となるのであるから、兵役を断る場合はその年限中に「軍資」として身元相応の「献米」を差し出せば免除するとしている。献米の用途には、一大隊屯所の築造が挙げられた。

また、明治一年六月には、献米ではなく代人をたてることで除隊を願う者や、実際に除隊となる事例が散見される。代人による免除は小前から村役人層までの幅広い層にみられ、除隊を嘆願する理由のほぼすべてが虚弱や多病である^(四三)。例外として、「御作廻融通方」^(四四)の御

^(四三)（明治二年）六月「奉願上」（明治二年）六月五日「廻状写」（明治二年）六月十三日「〔廻状写〕」（明治二年）諸御用留帳 萩野家文書、七三三。

^(四四) 藩当局から任命され、村からの借上金や献金を調達・運営する役割を担つ

用掛りを務めている親類の手伝いをするために除隊を願う例がある。この場合も嘆願の後半部分では、「且又（中略）近來虛弱ニ而」との理由が付け加えられている^(四五)。虚弱や多病という身体的な理由であれば「献米」ではなく代人が許された、あるいは許されるのではないかという村民の考えがあつたものと思われる。

様々な身分出身の兵員が銃隊という一つの常備隊に編成されたことは、明治二年の軍制改革を経て進展した点であつたが、一方で大隊は身分別に組織され、訓練もそれぞれの身分で行われた。また、郷兵では、村役人層を指揮官にする方針を藩当局が示し、村の既存の身分秩序を利用することが企図されており、身分制の枠が一定程度残存する状態であった。

なお、軍事に関する人員や金銭の負担を村に求める際に藩側が主張した「大地之守衛」、つまり村人たちの居住地域の防衛にもなるといふ論理は、慶応期に活動した農兵隊の人員と金銭を引き出す際と同様である。近世を通じて居住村の治安維持は、村方で対応できない事態になつたときに領主が介入するものであつて、基本的には村が担うものであつた^(四六)。近代的な軍隊をつくり出そうとする時、人びとに共有されてきた村の役割にかかる近世的な認識が持ち出されている点も注目される。

^(四五)（明治二年）六月「奉願上」（明治二年）六月五日「廻状写」（明治二年）六月十三日「〔廻状写〕」（明治二年）諸御用留帳 萩野家文書、七三三。

^(四六) 渡辺尚志「百姓之力」柏書房、二〇〇八年、一三九頁。

三 明治政府の指示と岡山藩の対応—明治三年から廢藩—

明治二年（一八六九）十一月二十四日、政府から「兵部省前途之大綱」^{四七}で、各藩の兵制統一や幹部の育成といった基本方針が示された。さらに、明治三年（一八七〇）以降は藩兵の編成について具体的な指示が出され、各藩は基本的にその指示に従つて軍制改革を行つたと思われる。以下では、政府の指示と岡山藩の対応をみていく。

明治三年二月二十日、「常備編成隊規則」によって政府から諸藩に対し兵制改革の実施が指示された^{四八}。規則の概要は、歩兵を草高一万石につき一小隊（定員六〇人）とし、兵士の資格を十八歳から三十七歳までとして士・卒以外からの新規取り立てを禁止するというものであつた。淺川道夫氏は前者の規定について、編制規模を定めることで既存の藩兵を削減するという政府の政治的判断があつたと推察している^{四九}。後者の身分を限定する規定も藩兵削減を一つの目的としたものと考えることができよう。

岡山藩では、銃隊五七〇〇人（前述）であつたが、「常備編成隊規則」の規定にもとづくと三一万五二〇〇石の岡山藩では三十二小隊（三大隊程度）で兵卒数は一八六〇人となる。大幅な削減をせねばならなかつた。さらに九月二十九日には、「現石」で一万石につき六〇人とする太政官『太政類典第一編 慶應三（明治四）第百十四卷 兵制・雜』^{五〇}、兵制門第二』内閣記録局編『法規分類大全^{五一}、兵制門第一』内閣記録局、一八九一年、二四一（五頁）。

四七 太政官『太政類典第一編 慶應三（明治四）第百十四卷 兵制・雜』^{五〇}、明治三年二月二十日「兵部省達」（内閣記録局編『法規分類大全^{五一}、兵制門第一』内閣記録局、一八九一年、二四一（五頁）。

四八 兵制門第一』内閣記録局編『法規分類大全^{五一}、兵制門第一』内閣記録局、一八九一年、二四一（五頁）。

四九 淺川道夫前掲著書、七六頁。

指令が出され更なる削減となつた^{五〇}。

以上の指令に対応したものと思われる岡山藩の具体的な動きをみていく。明治三年三月十五日に第五兵團（郷兵から成る大隊がまとめられた兵团）の廃止^{五一}、同年三月二十日に町人の銃卒で構成される第十六大隊が「朝命兵制改革」のため解散となつた^{五二}。また、同年九月七日に藩当局から出された布令では、士族六級以下徒士までみな第一大隊へ編入するとされ^{五三}、同年九月二十二日には、兵制改革につき上級から五級の者は銃砲の操練をすることといった布令が出されている^{五四}。政府の指示を受けた岡山藩では、従来の常備隊の位置付けだった大隊のうち村人らを構成員とする第五兵團が廃止され、町人の兵員から成る大隊が解散となつた。一方で、士族に対して銃砲の訓練を義務付けた。以上からは、主に政府の規則中の新規取立ての兵士の資格を士・卒に限るという条項に対応した改革が展開されたことがわかる。この過程を通じて、明治二年に組織された銃隊は解体・再編されていく。

五〇 明治三年九月二十九日「各藩へ達」（内閣記録局編前掲書、三三二頁）。なお、岡山藩の現石は明治三年十一月の政府への届出では、十八万三千二四六石あまりとなつていて（明治三年十一月「藩制改革御届」、明治二—四年「参考書統計書類 遠之部 焼残文書、昭五八大蔵〇〇〇〇五二〇〇）。

五一 明治三年「留帳上」池田家文庫、A一—三八〇。

五二 明治三年一月（明治三年十一月）「被仰渡留」池田家文庫、S五一四三一。

五三 明治三年「留帳上」池田家文庫、A一—三八〇。明治三年一月（十二月四日）の職史草案（諸達願稟類六）池田家文庫、A七一八〇。明治元年の十二月四日の職

等級で等級制が導入され、明治二年二月に改められて上級から九級までの級が設けられた。その後、政府の指示を受けて明治三年十月の藩政改革で等級は廃止となる。（明治二年「藩治職制」池田家文庫、S五一二九〇。明治三年「藩制改革条目」池田家文庫、S五一三二一、谷口澄夫前掲書、七五六頁注四）。

五四 明治三年「留帳上」池田家文庫、A一一三八〇。

た。

政府の指示を受けて一新された常備隊の組織構成を詳細に示す史料はない。しかし、任免関係の記録によると、明治三年三月と十月に兵制改革の一環として第一から第三天隊の士官が相次いで任命されている。さらに、三月二十八日には第一大隊とその予備隊を第一兵团、第二大隊とその予備隊を第二兵团、第三大隊とその予備隊を第三兵团としている。明治三年の軍制改革を経て、第一から第三の三大隊が実質的に政府の要求した常備隊とされたと推察される（五五）。

各隊の兵員を知ることができる史料として、明治三年の第一大隊と同四年（一八七二）の第三大隊の名簿が残されている。名簿によると、第一大隊は武士身分から成る隊で銃卒が二五四人おり、第三大隊の銃卒は郷兵で五九四人であった^{五六}。第三大隊の名簿が作成された明治

四年時点では、現石で一万石につき六〇人とする指示がすでに政府からだされており、この指示に従うならば兵卒は常備軍全体で一〇八〇人程度であつて、一大隊は三六〇人となる。名簿上で銃卒五九四人の第三大隊は大幅な超過となるが、第一大隊の人員が二五四人と抑えられて、二つとも、二隊ごとに改めて、各員を調査していく。

明治三年「留帳上」池田家文庫、A-1三八〇。そのほかの大隊も直ちに解体されたわけではなかつたようで、例えれば社人を構成員とした第十大隊と第十八大隊は、明治三年五月六日に輜重護衛隊とともに併合されて「第四大隊守兵」（第四兵团）とされている。

〔史料五〕 六

以手紙申入候、然者當時勢不日出兵被仰付候程難斗候二付、予備隊式拾人程御組立相成申候間、十八才々三拾才迄之者人選候間、惣御申出可有之、尤御模様ニより出兵被仰付候、自然本隊之内

五七 第一大隊の名簿では各小隊は概ね六〇人程度となつており、各小隊六〇名という基準は守られていたものと思われる。

(明治四年)一月二「廻狀写」(明治四年)諸御用留帳好本家文書三六六六。

つづいて政府からは、「常備編隊規則」の細則である「各藩常備兵編制法」^{五八}が明治三年十二月二十二日にだされ、政府の藩兵統一政策が強化されていく。一方で、岡山藩では引き続き村人を兵力として取り立てる動きがみられる。和気郡の事例を挙げておく。

明治四年一月十日、第三大隊歩兵隊長より和氣郡清水村組と日生組で「兵賦」五、六名を申し付けたい旨が村へ通達される。人選して小隊長・半隊長へ申し出るようについての指示であつた五九。

一月二十一日に催促があつたのち、一月末明には和氣郡西片上村の國太郎と留吉が第三大隊五番小隊の銃兵となつてゐる(六〇)。さらに、明治四年一月頃には、第三大隊小隊長と半隊長から村々へ、次の知らせが通達された。

明治三年十二月二十二日「兵部省へ達」(内閣記録局編前掲書、四〇頁)。
〔明治四年〕一月十日「〔廻状写〕」(明治四年「諸御用留帳」好本家文書、三六六六)。村人からなる大隊であつた第十一から第十五大隊は、明治三年五月十五日に歩兵三等隊長支配となつてゐる(明治三年「留帳上」池田家文庫、A一一三八〇)。

六〇(明治四年)一月「〔廻状写〕」(明治四年「諸御用留帳」好本家文書、三六六六)。

六一(明治四年一月)「〔達〕」(明治四年「諸御用留帳」好本家文書、三六六六)

不快等ニ付岡山藩無之節ハ、直ニ本隊御組入出兵被仰付候間、其心得早々取調御申出可有之候、已上

肝煎両組

岡本左二郎
今井康太郎

四人当

尚本隊之内、此度不快等ニ而出兵不致向も有之候間、不日出兵

張共被仰付候節ハ罷出候哉、是条如何被取調被申出可有之候、以上

この通達は、急な出兵の指示に対応するため、予備隊二十人ほどを組織するというものであった。隊員を十八から三十歳の者から人選し、本体の隊員が不快などで出兵できない場合は、予備隊の隊員を本隊に組み入れるので心得ておくこととされている。

「予備隊」についての政府の指示は「各藩常備兵編制法」に明記されている。万石以上の藩で石高の端数分は予備兵としても、兵員を廃してもよいとされているが、そもそも兵として新規採用するのは士と卒に限られていたはずである。岡山藩で村から兵員の取り立てが再度行われようとした直接的な理由は説明することができないが、ここでは関連する可能性がある藩内の主導権争いの状況を示しておく。

同時期の岡山藩では大参事と権大参事が結びつき、政府の方針を遵守しようとする森下立太郎と対立していた。さらに強兵維持を主張した常備軍構成員らが大参事に圧力をかけ、森下の罷免を强行するとい

う事態が発生している^{六二}。強兵維持派の勢力が強かつたことがうかがわれる。それゆえに、政府に規制されてもなお村人を徴発して銃卒とすることが志向され続けたのである。

また、明治三年八月、岡山藩では村方に刑法局の出張所を設けて探索方などと共に銃隊を配属する計画があつた^{六三}。さらに、藩政史料の任免関係の記述からは、明治四年の廢藩前の時点での精銳隊や遊撃隊といった常備隊以外の銃卒を組織した諸隊が存在していたことがわかる^{六四}。常備隊の他にも軍事力を持ち、独自の活用法も考えていた藩兵政策は、現場である各藩では政府の思惑通りには進んでいなかつたことがわかる。

明治四年七月十四日に廢藩置県の詔が発せられた。旧藩の常備兵はしばらくのあいだ従前の通りとされ存続する。しかし、同年八月十八日に政府から常備兵を県下へ一小隊備え置くようにとの指示があり、旧藩の常備兵は実質的な解隊となつた^{六五}。さらに、同年十一月二十二日には、十二月二十五日を期限として旧藩兵の全面的解隊を兵部省

六一 宮地正人前掲注「二二論文」、二六頁。

六二 明治三年「留帳上」池田家文庫、A一三八〇。

六三 明治四年「留町上」池田家文庫、A一三八二。精銳隊は明治元年結成の逸材藩士を抜擢して入隊させたもの（妹尾義『備前岡山人名彙海』備前岡山人名彙海刊行会、一九三三年、一四九頁）。遊撃隊も藩士を組織したものと考えられ、明治四年七月十二日には、士族の十七歳から三十歳を一度遊撃隊へ入隊させ、そこから常備隊員を選ぶとの方針があつた（明治四年一月～十二月「修史草案 諸達願稟類七」池田家文庫、A七一八一）。

六四 濑川前掲書、八一頁。

が命じ、藩兵は完全に解隊となる^{六六}。

この時期の解隊について、村の記録によると、明治四年十一月に第三大隊の解隊に伴つて軍資米を廃止する旨が藩の租税局から村々へ伝達されている^{六七}。政府の指示に従つて常備兵が解体されたのであろう。なお、軍資米は銃隊の設立以来、村から徵収され軍事費として使われてきたものと思われる。明治三年十一月の児嶋郡藤戸村組合の記録によると、合わせて米七十五俵一斗六升が村々に割賦されている^{六八}。また、このほかにも「兵隊入用」として錢札一四〇七貫四百文や、「警所入用」として銀札二四一九貫一四五文といった費用が村方から徵収された^{六九}。慶應期に農兵隊が設立されて以来、廢藩に至るまで、村方は兵力となる人員の差し出しとともに、軍事費の一部を負担し続けていたのである。

おわりに

明治初年における岡山藩の藩兵再編を、明治政府の指示、岡山藩当局の動向、村での対応を中心に検討した。改めて本稿の内容をまとめ る。

岡山藩においては、明治元年（一八六八）から同二年（一八六九）に藩内での戊辰戦争経験者の発言力が高まり、彼らの経験が藩の軍制^{六六}、「府史附編 旧園部県立府始末」（京都府史料）内閣文庫、府県史料（京都）、六七（明治四年）十一月十二日「〔達〕」（明治四年「諸御用留帳」好本家文書、二六六六）。六八 明治三年十一月「軍資米割賦帳」（日笠家文書、一七三三一六）。六九 明治三年十一月「兵隊井警所入所銀札割賦帳」（日笠家文書、一七三三一四）。

改革に影響を与えた。それは、戊辰戦争で政府が大名に対し軍役として指示したものと同様に銃隊中心の軍隊を目指すものである。具体的には、それまでに藩内で設立されてきた様々な隊を統一の銃隊とし、常備軍にする構想であった。明治二年には銃隊が組織された。銃隊は、すべての身分が一つの隊に編制されるという点でそれ以前の諸隊とは異なる。一方で、身分ごとに大隊がつくられるなど、既存の身分秩序が残存する部分もあった。また、村の治安維持は村の役割であるといふ近世を通じて共有されてきた認識が、藩当局によつて動員の原理として持ち出された。

明治三年（一八七〇）には、政府から常備隊の編成に関わる具体的指示が出され、岡山藩でもこれに対応しようとする動きがみられた。そこでは、郷兵や町人兵といった武士身分以外の人々は隊の中心から外され、明治二年に組織された銃隊は解体する。一方で、政府の指示では禁止されていた、士卒以外からの銃卒の新規徵發が廢藩直前まで確認できた。

岡山藩では、戊辰戦争の後、実戦の経験を踏まえた銃隊の再編がなされ、明治三年以降は政府の指示に概ね従う姿勢を見せながらも、一部では指示に従わない独自の判断による軍事政策が展開されていたのである。

ここで和歌山藩と岡山藩の事例を比べてみると、千田稔氏が和歌山藩の事例で提示した「藩民皆兵」の常備軍は岡山藩でも組織されていたことがわかる。しかし、その編成原理や組織化の背景にあるものは、

和歌山藩の「四民平等論の徹底」とは異なるものであった。岡山藩の事例では、政府からの指示だけでなく、慶応期に組織された農兵隊という前例や、戊辰戦争の経験、藩内での主導権争い、さらに既存の身分秩序や村の機能といった諸要素が、当該期の藩兵の再編成政策に影響を与えていた。

明治初年は、政府によつて藩兵の統一的な兵制が目指されていた。しかし、政策実施の舞台となつた各藩では、藩ごとに異なる政治的・社会的諸要素の制限下で政策が展開されていったため、藩兵には多様な実態があつたことが推察される。また、諸要素のなかでも、本稿では特に近世的な要素—慶応期以前の経験を分析視覚に組み込むことの重要性が確認できた。今後も各藩の事例について、慶応期以前に求められる背景を踏まえながら検討し、それらの分析を踏まえて当該期の藩兵政策を評価していくことが必要である。

なお、明治初期にみられたような諸要素が廢藩以後の軍事政策にはどのように現れ、さらに軍事や治安維持に対して地域はどう対応していくのかといった、廢藩以降の軍事とその周辺の実態について本稿では扱うことができなかつた。今後の課題として取り組んでいきたい。

